



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年5月31日火曜日 第1663号

◇ 目 次 ◇ 告 示

狩猟免許試験更新に係る適正試験等の実施.....	603
指定居宅支援事業の廃止（3件）.....	604
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	604
新たな土地改良事業の施行の認可.....	605
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	605
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	605
土地改良事業の工事の完了（3件）.....	605
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	605

道路の位置の指定.....	605
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	606

公 告

公文書の公開の実施状況.....	606
個人情報の開示等の実施状況.....	607
狩猟免許試験の施行.....	607

教育委員会公告

平成18年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施.....	609
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1167号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成17年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
西条地方局	四国中央会場	平成17年7月27日（水）午前9時	四国中央市民会館三島会館第2、第3会議室	四国中央市中曾根町500
同上	西条会場	平成17年8月9日（火）午前9時	西条地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611
今治地方局	今治会場	平成17年8月30日（火）午前9時	今治市中央公民館	今治市南宝来町一丁目6-1
松山地方局	松山第1会場	平成17年7月19日（火）午前9時	松山地方局7階大会議室	松山市北持田町132
同上	松山第2会場	平成17年9月14日（水）午前9時	同上	同上
八幡浜地方局	西予会場	平成17年7月13日（水）午前9時	愛媛県歴史文化博物館第1、第2研修室	西予市宇和町卯之町四丁目11-2
同上	八幡浜会場	平成17年8月10日（水）午前9時	八幡浜地方局7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37
宇和島地方局	宇和島会場	平成17年7月21日（木）午前9時	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

ウ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

エ 狩猟免許更新申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

オ 受験票等の郵送を希望する者には、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返

信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは松山地方局産業経済部久万高原森林林業課又は西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班若しくは西予森林林業振興班若しくは宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班（以下「林業課」という。）とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

- ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。
- イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。
- ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第1168号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300055114	有限会社第一タクシ	今治市高橋甲88番地8	岡 本 武 夫	児童居宅介護	第一えんぎケアサービス	今治市高橋甲88番地8	平成17年 5月10日

○愛媛県告示第1169号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100055116	有限会社第一タクシ	今治市高橋甲88番地8	岡 本 武 夫	身体障害者居宅介護	第一えんぎケアサービス	今治市高橋甲88番地8	平成17年 5月10日

○愛媛県告示第1170号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200070114	有限会社第一タクシ	今治市高橋甲88番地8	岡 本 武 夫	知的障害者居宅介護	第一えんぎケアサービス	今治市高橋甲88番地8	平成17年 5月10日

○愛媛県告示第1171号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市勝岡土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1172号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、大洲市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西予市宇和町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上松葉地区）の施行を平成17年5月18日認可した。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1174号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・菊間地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・菊間地区）計画書の写し
- (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年6月1日から6月28日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第1175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	高屋地区	平成17年3月29日

○愛媛県告示第1176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	高部小池地区	平成17年3月31日

○愛媛県告示第1177号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により

公告する。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農地保全整備事業	怒和南地区	平成17年3月16日

○愛媛県告示第1178号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	土居之奥上地区	平成17年3月30日

○愛媛県告示第1179号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	エノキザカ地区	平成17年3月4日

○愛媛県告示第1180号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成17年4月1日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金金融通法」に改める。

第2条の表漁業近代化資金の種類項利子補給率の欄中「漁業近代化資金助成法施行令」を「漁業近代化資金金融通法施行令」に改める。

○愛媛県告示第1181号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
喜多郡内子町平岡甲 467 番 3 及び甲 468 番
- 2 申請人の住所氏名

- 大洲市東大洲 137 番地
トミナガ不動産有限公司 代表取締役 富永 邦茂
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1182号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成17年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
伊第10号	松山市北持田町132番地	伊予地区食品衛生協会	売りさばき人 松山市北持田町132番地 伊予地区食品衛生協会 売りさばき所 松山市北持田町132番地 松山保健所内	売りさばき人 伊予市米湊269番地 伊予地区食品衛生協会 売りさばき所 伊予市米湊269番地 松山中央保健所伊予支所内	平成17年 4月1日
西第2号	西条市喜多川796の1	新居浜食品衛生協会	売りさばき人 西条市喜多川796の1 新居浜食品衛生協会 売りさばき所 西条市喜多川796の1 西条保健所内	売りさばき人 新居浜市本郷三丁目1番5号 新居浜食品衛生協会 売りさばき所 新居浜市本郷三丁目1番5号 新居浜保健所内	平成17年 4月1日
西第12号	西条市喜多川796の1	西条食品衛生協会	売りさばき所 西条市喜多川796の1 西条保健所内	売りさばき所 西条市喜多川796の1 西条中央保健所内	平成17年 4月1日

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成16年度における公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成17年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

区 分	請求等の件数	処 理 の 状 況				取 下 げ
		公 開	部分公開	非 公 開	処 理 中	
公開請求	711 (17)	274 (9)	302 (8)	114 (0)	11 (0)	10 (0)
公開申請	9 (0)	5 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。

- 2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛県海産物調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請をいう。
- 3 ()内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	公開請求件数	公開申請件数
総 務 部	21	0
企 画 情 報 部	9	0
県 民 環 境 部	18	0
保 健 福 祉 部	63	0
経 済 労 働 部	3	0
農 林 水 産 部	24	3
土 木 部	129	3

出 納 事 務 局	1	0
議 会	13	
公 営 企 業 管 理 者	9	0
教 育 委 員 会	349	3
選 挙 管 理 委 員 会	7	0
人 事 委 員 会	1	0
監 査 委 員	2	0
公 安 委 員 会	3	
警 察 本 部 長	59	
地 方 労 働 委 員 会	0	0
収 用 委 員 会	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請 求 等 の 主 な 内 容	公開請求件数	公開申請件数
県立学校教職員の勤務条件説明書	133	0
P T A 総 会 資 料	67	0
教科書採択関係文書	56	0
警察の捜査費関係文書	37	0
道路の供用開始図面	32	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

公 開 請 求 者 等 の 区 分	公開請求件数	公開申請件数
(1) 県内に住所を有する者	341	9
(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	330	0
(3) 県内の事務所又は事業所に勤務する者	0	0
(4) 県内の学校に在学する者	0	0
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体	40	0

5 不服申立て等の状況

- (1) 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位:件)

不服申立て件数		処 理 の 状 況					審査中	取下げ
平成15年度からの繰越件数	平成16年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定			一部認容			
		却 下	棄 却	認 容				
0	0							

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出の件数及び処理の状況
実績なし

注 不服申出とは、公文書の公開申請に対する決定について、要綱に基づく不服申出をいう。

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成16年度における個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

実 施 機 関	平成16年度未件数	
知 事	総 務 部	63
	企 画 情 報 部	39
	県 民 環 境 部	139
	保 健 福 祉 部	461
	経 済 労 働 部	75
	農 林 水 産 部	200
	土 木 部	128
	出 納 事 務 局	9
	小 計	1,114
	議 会	10
公 営 企 業 管 理 者	16	
教 育 委 員 会	169	
選 挙 管 理 委 員 会	19	
人 事 委 員 会	4	
監 査 委 員	5	
地 方 労 働 委 員 会	4	
収 用 委 員 会	11	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1	
合 計	1,355	

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位:件)

実施機関	請求の件数	処 理 の 状 況				取下げ
		開 示	部分開示	非 公 開	処 理 中	
知 事	35 (1)	22 (1)	6 (0)	6 (0)	1 (0)	0 (0)
公 営 企 業 管 理 者	36 (2)	32 (2)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
教 育 委 員 会	15 (0)	13 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
収 用 委 員 会	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	87 (3)	68 (3)	9 (0)	7 (0)	3 (0)	0 (0)

注1 他の実施機関については、実績なし。

2 ()内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 口頭による開示請求

(単位:件)

実 施 機 関	請求の件数	
知 事	総 務 部	19
	県 民 環 境 部	1
	保 健 福 祉 部	139
	小 計	159
教 育 委 員 会	6,568	
人 事 委 員 会	180	
合 計	6,907	

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の削除請求の状況

実績なし

5 個人情報の取扱いの是正の申出の状況

実績なし

6 個人情報の取扱いの是正の再申出の状況

実績なし

7 不服申立ての状況

実績なし

○公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成17年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の種類

- (1) 網・わな猟免許試験
- (2) 第一種銃猟免許試験
- (3) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成17年8月2日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西 条 第 1 会 場	西条地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網・わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟

今 治 第 1 会 場	今治地域地場産業振興センター大会議室	今治市旭町二丁目3 - 5	同 上
松 山 第 1 会 場	松 山 地 方 局 7 階 大 会 議 室	松山市北持田町132	同 上
八 幡 浜 第 1 会 場	愛媛たいぎ農業協同組合本所2階中ホール、3階大ホール	大洲市東大洲198	同 上
宇 和 島 第 1 会 場	宇 和 島 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇和島市天神町7 - 1	同 上

(2) 平成17年9月6日(火)午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西 条 第 2 会 場	西条地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網・わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今 治 第 2 会 場	今治地域地場産業振興センター中会議室	今治市旭町二丁目3 - 5	同 上
松 山 第 2 会 場	松 山 地 方 局 7 階 大 会 議 室	松山市北持田町132	同 上
八 幡 浜 第 2 会 場	八 幡 浜 地 方 局 7 階 大 会 議 室	八幡浜市北浜一丁目3 - 37	同 上
宇 和 島 第 2 会 場	宇 和 島 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇和島市天神町7 - 1	同 上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成17年8月2日の試験に係るものについては、7月6日(水)から19日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成17年9月6日の試験に係るものについては、7月6日(水)から8月23日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは松山地方局産業経済部久万高原森林林業課又は西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班若しくは西予森林林業振興班若しくは宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

ウ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

エ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあつては各4,000円、その他の者にあつては各5,300円

オ 受験票の郵送を希望する者にあつては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申込者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

教育委員会公告

○公 告

平成18年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、平成18年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成17年5月31日

愛媛県教育委員会

教育長 野 本 俊 二

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	平成17年7月25日(月) から28日(木)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目 3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁 目148番地2)
中 学 校 教 員 (各教科)	平成17年7月25日(月) から28日(木)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁 目148番地2)
高 等 学 校 教 員 (各教科(科目))	平成17年7月25日(月) から28日(木)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番 地1)
盲学校・聾学校 ・養護学校教員	平成17年7月25日(月) から27日(水)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁 目148番地2)

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成17年6月1日(水)から30日(木)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。)

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成18年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和46年4月2日以降に出生した者。ただし、高等学校の農業、工業又は商業の教員志願者については、昭和41年4月2日以降に出生した者
なお、他の都道府県で学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校の教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）については、年齢を制限しない。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成18年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の請求方法

(1) 請求先

志 願 種 別	あ て 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
盲学校・聾学校・養 護学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

(2) 請求方法

封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書し、140円切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して請求すること。

(3) インターネットによる交付

上記の方法によるほか、愛媛県のホームページから印刷して取り出すことができる。

